

## 地球温暖化対策推進大綱の見直しについて

社団法人 関西経済連合会

わが国は、2002年6月の京都議定書批准を踏まえ、6%削減約束達成に向けて努力を続けているところである。しかしながら、わが国における2002年度の温室効果ガス総排出量は、13億3,100万トンと京都議定書の基準年（1990年）に比べて7.6%の増加となっている。

また、中央環境審議会で示された2010年度の見通しによると、エネルギー起源のCO<sub>2</sub>は90年比で7.1%増となっており、京都議定書の削減約束を達成することは非常に厳しい状況にある。

こうしたなか、産業界においては、一貫して自主的な取組みを進めてきた結果、産業部門からのCO<sub>2</sub>排出量は02年度実績で90年度比1.7%と、着実に成果を上げている。これは、自らの事業を熟知した事業者自身が、技術動向などを総合的に勘案して費用対効果の高い対策を自主的に実施しているからであり、産業界としては、今後とも一層の情報公開を行うなど透明性・信頼性の向上に努めつつ、積極的に取り組んでいくつもりである。

現在、政府及び関係審議会では、「地球温暖化対策推進大綱（以下、大綱という）」の見直しに係る議論が進められているが、今後のわが国の地球温暖化対策が真に実効あるものとなるよう、下記のとおり意見を提出する。

### 記

#### 1. 地球温暖化対策の基本的な考え方

##### (1) 環境と経済の両立

わが国の地球温暖化対策は、今後も、引き続き「環境と経済の両立」という大原則を基本に据え、6%削減約束達成への取組みが、わが国の経済活性化、雇用の創出などにつながるようにしていくべきである。

一方、地球規模でコスト効果的な対策が可能な京都メカニズムのCDM(クリーン開発メカニズム)やJI(共同実施)については、国内対策と同様に重要な対策であり、積極的な取組みが必要である。今後、国内対策の着実な推進にもかかわらず、削減約束の達成が困難と見通される場合は、CDMやJIを柔軟に活用していくべきであり、予算措置等を含む政府としての活用方針を早急に策定すべきである。

## (2) 国民生活、経済活動への過度な制約の排除

国民生活や企業の経済活動を過度に制約するような政策については、今後も実施すべきではない。

いわゆる温暖化対策税や温室効果ガスの排出枠を強制的に企業等に割り当てる国内排出量取引制度については、産業界の自主的な取組みを阻害するのみならず、わが国産業界の国際競争力低下や国内産業界の空洞化など経済構造にひずみをもたらす、雇用など国民生活にも悪影響を及ぼす恐れがあることから、反対である。

温暖化対策税については、その効果に疑問があるのみならず、すでに化石燃料に対して石油石炭税等が課されており、新たな税の導入は二重課税となる。

新規増税の議論を行う以前に、現行の温暖化対策の支出内容、効果を精査するとともに、歳出面の徹底的な効率化と併せて、特別会計などの見直しを含む既存エネルギー関連の財政および税制の抜本的な見直しが必要である。

さらに、温室効果ガスの排出枠を強制的に企業等に割り当てるキャップ&トレード型の国内排出量取引制度については、規制的・経済統制的な政策であり、自由な経済活動や国民生活への影響が懸念されることから、導入すべきではない。

## 2. 温暖化対策への取組みの強化

### (1) 産業部門における取組み

産業界では、これまでも一貫して自主的な取組みを進めており、今後もエネルギー効率の向上、温室効果ガス排出原単位の低下に取り組むとともに

に、一層の情報公開を進めるなど透明性・信頼性の向上に努めつつ、積極的に取り組んでいく。

なお、企業等からの温室効果ガス排出量の算定・公表については、既に環境報告書等により自主的に取り組んでおり、引き続き、事業者の自主的な判断に委ねるべきである。

## **(2) 民生・運輸部門における対策**

民生・運輸部門についてはCO<sub>2</sub>排出量が増加している現状を踏まえ、産業界としても、引き続き、省エネ製品の開発・普及や省エネルギーに関する情報・サービスの提供、低公害車の導入促進などを通じて、排出削減に貢献していく。については、これら産業界の取組みに対して、税制優遇措置など、継続的な支援を期待する。

一方、民生・運輸部門における対策の多くが国民のライフスタイルに直結するものであるため、政府は、国民に対し、わが国の目標達成の厳しさなど現状を正確に伝えるとともに、国民の果たす役割の重要性等一層の情報提供に取り組むなど、今後も主導的な役割を果たす必要がある。

## **(3) 中長期的視点に立った温暖化防止技術の開発・導入**

地球温暖化問題は極めて長期にわたる課題であり、解決のカギとなるのは技術革新である。中期的には既存技術である高効率なヒートポンプシステムやコージェネレーションなどのエネルギーシステムや機器の導入を進めるとともに、太陽光、風力、燃料電池などの新エネルギーの利用促進を図ることが重要である。

また、長期的には、革新的技術の開発・導入が不可欠であり、産業界の研究開発等への取組みに対し、政府による継続的な税制優遇措置や助成金制度など、積極的な支援が望まれる。

加えて、エネルギーの安定供給に資する準国産エネルギーであり、発電段階でCO<sub>2</sub>を排出しない原子力については、安全性の確保、積極的な情報開示などを前提に、核燃料サイクルにおけるバックエンド対策を含め、わが国として着実な推進が不可欠である。

### 3 . 温暖化防止の実効性を確保する新たな枠組みの構築

地球温暖化対策は、全ての国と国民がその解決に向けて取り組まなければならない重要な課題であるが、現行の京都議定書の枠組みは、限られた国のみが削減義務を負うという問題点を有している。

したがって、今後検討が開始される京都議定書における第一約束期間後の枠組みについては、京都議定書の問題点などを踏まえ、すべての国が参加できる新たな枠組みの構築が求められている。わが国は、地球規模で実効性のある新たな枠組みを積極的に提案していくべきである。

例えば、先進各国が基金を拠出し、日本をはじめ先進国が有する最先端の技術をトップランナー方式で途上国などに移転・普及することによって、温室効果ガスの排出削減を図る枠組みが考えられる。

また、政府は、地球規模で温室効果ガス排出削減に寄与する環境技術の移転を、政府開発援助の一環として積極的に推進するとともに、こうした取組みが京都メカニズムとして認められるように、国際機関などに対して積極的に働きかけを行うべきである。

以 上